

うちの会社は大丈夫？ 知っておきたい！ 消費者関連法ルール

コンプライアンスは経営の重要課題ですが、消費者を保護するために作られた消費者関連法のルールをよく知らないと、知らず知らずのうちに消費者の権利侵害やトラブルにつながってしまうことがあります。

セミナーでは消費者の権利を守る活動をする「適格消費者団体」所属弁護士が、事業者にとっての消費者関連法のポイントをわかりやすく解説します。お気軽にご参加ください。

日時 2025年1月22日(水)

13:30～16:30 開場13:00

場所 奈良商工会議所(奈良市西大寺南町8-33)中ホール

対象 奈良県内事業者・奈良県内市町村関係者
・消費生活相談員 等

募集 100名(先着順) 参加費無料

プログラム

- 1 消費者被害に対する消費者庁、適格消費者団体の取組
- 2 知っておきたい消費者関連法の解説
- 3 改善事例や差止請求訴訟に発展した事例などの紹介

会場地図(奈良商工会議所)



近鉄大和西大寺駅南口徒歩3分。会場には駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

□主催:奈良県

□受託:特定非営利活動法人なら消費者ねっと(内閣総理大臣認定適格消費者団体)
奈良市六条2丁目17番6-11 コープふれあいセンター六条2階

☎ 0742-93-7741


✉ info@narasn.com

令和6年度 奈良県事業者対象消費者関連法セミナー

うちの会社は大丈夫？ 知っておきたい！



消費者関連法ルール

セミナー プログラム	1 消費者被害に対する消費者庁、適格消費者団体の取組み 講師：北條正崇弁護士(奈良弁護士会、適格消費者団体なら消費者ねっと理事長)	
	2 知っておきたい消費者関連法の解説 講師：小泉隆志弁護士(奈良弁護士会、適格消費者団体なら消費者ねっと副理事長)	
	3 改善事例や差止請求訴訟に発展した事例の紹介 講師：竹内大敬弁護士(奈良弁護士会、適格消費者団体なら消費者ねっと検討委員長)	
お申込は こちら →		申込締切：12月20日(金) 定員になり次第締め切らせていただきます。 なお、1事業者につき複数の方の参加希望があった場合は、先に登録をされた1名の方に限らせていただく場合があります。
事前アンケートにも お答え下さい		
フォローアップ 相談	セミナー参加事業者の方限定で、受講後に広告表示や利用規約などの法的アドバイスが受けられます。(日程は未定、定員制限があります。詳しくはセミナー当日にお知らせします。費用は無料)	
お問い合わせ	特定非営利活動法人なら消費者ねっと 奈良市六条2丁目17番6-11 コープふれあいセンター六条2階 ☎ 0742-93-7741 ✉ info@narasn.com (月～金 10:00～16:00)	
特定非営利活動法人なら消費者ねっと 団体プロフィール https://www.narasn.org/ 消費者が安心して安全に暮らせる地域社会を築くために、消費者や関係機関・専門家との連携を図り、消費者への啓発、消費者教育、消費者行政の充実強化に関する取組、提言、消費者問題に関わる調査、研究、消費者被害の防止等、不特定かつ多数の消費者の権利の擁護を図るための活動を行います。		
【ご参考】セミナー講師も活動している「適格消費者団体」とは	内閣総理大臣の認定を受けた団体で、不特定多数の消費者の利益を守るために差止請求権を行使できます。消費者契約法で規定された消費者団体訴訟制度により、事業者の不当行為(不当な勧誘や契約条項、表示など)に対して差止請求が可能です。また、複数の消費者に共通する財産的被害の回復を目的とした手続きを行う団体を「特定適格消費者団体」と呼びます。	
主催：奈良県 受託：内閣総理大臣認定 適格消費者団体 特定非営利活動法人なら消費者ねっと		